

2024.7.13

のぼりの設置基準について

(株)エルハウジング
法人営業部

○設置条件

- ① ポータルサイトに掲載頂いた会社様のみとします。
- ② 分譲地ごとに弊社の許可が必要となります。
- ③ 担当者の連絡先（携帯電話）をお伝えください。
- ④ 設置物は「のぼり」のみとし、「A 型看板」はご遠慮ください。

○設置場所

完成物件のガレージ部とします。（更地・玄関ポーチ・側溝は不可）

○のぼりの規格：

- ① 幅 1M×高さ 2 M まで。
- ② 社名と電話番号が記載されているもの。
- ③ 注水式スタンドとし、コンクリート製のスタンドはご遠慮ください。

○その他条件

- ① 1 分譲地につき 1 社様上限 3 本とします。（複数区画がある場合でも上限 3 本です。）
- ② 他社様も設置される場合がありますので、予めご了承ください。
- ③ 台風などの強風が予測される場合や 4 日以上連続で休暇をとられる場合には、のぼりの撤去をお願いします。万が一、のぼりの転倒により建物など弊社に損害が生じた際には、その費用を請求させていただきます。1 週間程度であれば、完成物件の敷地（建物と境界ブロックの間）において頂いて結構ですが、それ以上の放置はご遠慮ください。
- ④ 設置された物件が成約になりましたら、弊社より連絡いたしますので、3 日以内に撤去をお願いします。
- ⑤ 上記のルールを守っていただけない場合は、弊社で処分させて頂く場合がございます。その際の損害賠償請求には応じかねますので、予めご了承ください。

以 上